

總 稅 市 第 1 3 号
令 和 元 年 5 月 14 日

大 阪 府 泉 佐 野 市 長 殿

總 務 大 臣
(公 印 省 略)

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について（通知）

標記の件について、貴団体から提出された地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第37条の2第3項及び第314条の7第3項に規定する申出書及び添付書類の内容が法第37条の2第2項及び第314条の7第2項の基準に適合していることを証するとは認められないこと、平成30年11月1日から申出書を提出する日までの間に、返礼割合が3割超又は地場産品以外の返礼品等を提供することにより寄附金の募集を行い、著しく多額の寄附金を受領しており、平成31年総務省告示第179号第2条第3号に該当しないこと、現に貴団体が実施している寄附金の募集の取組の状況に鑑み、法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準に適合する団体としては認められないこと等から、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による指定をしません。